

伊那中央行政組合一般競争入札実施要綱

平成 23 年 10 月 1 日

告示第 2 号

改正 平成26年 4 月 1 日 告示第 4 号  
平成27年 4 月 1 日 告示第 6 号  
平成29年 1 月31日 告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、伊那中央行政組合（以下「組合」という。）が行う建設工事又は建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札（事後審査方式）（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 この告示において対象となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事のうち、設計金額が 130 万円超のもの
- (2) 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「コンサルタント業務」という。）のうち設計金額が50万円超のもの

(入札の公告)

第 3 条 組合長は、対象建設工事等を一般競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 伊那中央行政組合公告式条例（昭和 38 年 6 月 4 日条例第 1 号）第 2 条に規定する掲示場への掲示
- (2) 伊那中央病院に係る入札にあつては伊那中央病院公式ホームページへ、伊那中央衛生センターに係る入札にあつては伊那中央衛生センターホームページへの掲載
- (3) 伊那中央病院に係る入札にあつては伊那中央病院施設管理課監理契約係、伊那中央衛生センターに係る入札にあつては伊那中央衛生センター管理係での閲覧

2 組合長は、入札公告(様式第 1)に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

3 公告の期間は、原則として 10 日(休日を含む。)以上とする。ただし、再度入札の場合は、5 日(休日を含む。)を限度として短縮することができるものとする。

(入札参加資格要件)

第 4 条 入札に参加する者に必要な資格は、入札公告日から落札者決定日までの間、次に掲げる要件（以下「入札参加資格要件」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 対象建設工事等に共通する入札参加資格要件（第9条、第15条、第19条、第21条関係）
    - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 伊那中央行政組合建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程（平成14年伊那中央行政組合訓令第4号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
    - ウ 伊那中央行政組合建設工事入札参加資格者名簿又は伊那中央行政組合コンサルタント業務入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。
    - エ 所在する市区町村に税の未納額がない者（法人の場合は、その代表者を含む。）であること。
  - (2) 対象建設工事等ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件（第12条、第20条関係）
    - ア 資格者名簿に登載されている工事又は委託の種類及び区分
    - イ 事業所等の所在地
  - (3) 対象建設工事等ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件（第15条、第19条、第21条関係）
    - ア 特定建設業の許可
    - イ 業種登録
    - ウ 施工実績
    - エ 配置予定技術者
    - オ アからエまでに掲げるもののほか、組合長が必要と認める要件
  - 2 前項第2号及び第3号の入札参加資格要件は、伊那中央行政組合業者指名審査委員会規程（平成10年伊那中央行政組合訓令第2号）第2条第1項の規定による業者指名審査委員会において決定するものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、設計金額2,000万円未満の建設工事及び300万円未満のコンサルタント業務に係る入札参加資格要件は、予算執行者が決定する。
  - 4 次に掲げる者は、同一の案件に入札することはできない。
    - (1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある者
    - (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
    - (3) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者
    - (4) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (設計図書等に対する質問及び回答)

第5条 設計図書等に対する質問は、入札公告日から入札書等提出期限の日までの間のうち、4日間（休日を含まない。）程度を受付期間（受付最終日の締切時間は、午後5時とする。）として設定し、質問書（様式第2号）により受け付けるものとする。ただし、再度入札の場合は、2日間（休日を含まない。）を限度として質問受付期間を短縮することができる。

2 組合長は、前項の質問に対する回答を速やかに伊那中央病院に係る入札にあつては伊那中央病院公式ホームページへ、伊那中央衛生センターに係る入札にあつては伊那中央衛生センターホームページに掲載するものとする。

（現場説明）

第6条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

（入札書等の提出方法）

第7条 入札者は、入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「入札書等」という。）を、次の方法により封入し、持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所名及び入札者の商号又は名称等を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を入れ、封筒の表面に、開札日、入札書等提出期限、工事（業務）名、工事（業務）場所名、入札者の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）を記載すること。

2 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によらなければならない。

3 入札書等の提出方法が第1項によらない場合は、別途指示するものとする。

（入札書等の提出期限等）

第8条 入札書等の提出期限は、開札日から起算して2日（休日を含まない。）前の日の午後5時15分までとする。

2 入札書等は、提出期限までに伊那中央病院に係る入札にあつては伊那中央病院施設管理課監理契約係、伊那中央衛生センターに係る入札にあつては伊那中央衛生センター管理係に到達しなければならない。提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。

3 入札書等の提出方法が前条第1項によらない場合は、別途指示するものとする。

（入札書等の受理、管理等）

第9条 組合長は、受理した入札書等の外封筒により、第4条第1項第1号に規定する入札参加資格要件を満たしていることを確認するものとする。

2 受理した入札書等は、施錠できる保管場所を設け、厳重に管理するものとする。

3 入札書等の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

4 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(入札経過書の作成)

第10条 組合長は、開札日の前日に、外封筒の表記をもとに入札経過書を作成するものとする。この場合において、いかなる理由があっても外封筒を開封してはならない。

2 入札経過書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象建設工事等に係る入札書等を提出したすべての入札参加者を記載するものとする。

(開札)

第11条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札には、入札者が立ち会うものとする。

3 組合長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。

5 開札執行回数は、1回とし、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の制限の範囲内の価格の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者の商号又は名称及び入札金額を読み上げ、開札を終了するものとする。

6 組合長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

7 組合長は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者から入札価格の低い順に商号又は名称、入札金額及び予定価格等を読み上げ、落札を保留し、当該読み上げを行った入札者について、入札価格の低いもの（最低制限価格を設けた場合にあつては、当該最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者に限る。）から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

8 外封筒及び中封筒は、入札書等とともに保存するものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格要件審査)

第12条 組合長は、前条第7項の規定により落札を保留したときは、速やかに、予定価格及び最低制限価格の制限（最低制限価格の制限については、最低制限価格を設けた場合に限る。）の範囲内の価格をもって入札をした者について、第4条第1項第2号の対象建設工事等ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件を満たしていることの審査を行うものとする。

2 前項の審査に適合する者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として決定する。

3 第1項の審査以降において落札候補者が不適格となった場合には、第1項の審査に適合する者のうち当該落札候補者を除く最低入札価格の入札者が落札候補者に繰り上がるものとする。

(工事費内訳書等の審査)

第13条 組合長は、前条の規定による落札候補者から提出された工事費内訳書等の審査を行うものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第14条 組合長は、前条の工事費内訳書等の審査に適合すると認めた落札候補者に対し、速やかに FAX 及び電話により連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

2 入札参加資格要件審査書類は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(休日を含まない。)以内に持参により提出しなければならないものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために組合長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件審査)

第15条 組合長は、第4条第1項第1号エ及び同項第3号の入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行う。この審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、第12条第3項による次の落札候補者の審査を、当該要件を満たしている者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、入札書等及び前条第1項の規定により提出された入札参加資格要件審査書類により行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、前項に規定する入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を含まない。)以内に行わなければならない。

4 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書(様式第3号)により取まとめ、入札書等及び入札参加資格要件審査書類とともに保存するものとする。

(落札者決定方法)

第16条 予定価格及び最低制限価格の制限(最低制限価格の制限については、最低制限価格を設けた場合に限る。)の範囲内で最低の価格をもって有効な入札(第19条から第21条までの各号に該当しない入札)をした落札候補者で、前条の規定による審査により、落札候補者が当該要件を満たしているものを落札者とする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第17条 組合長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に FAX 及び電話により連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 組合長は、第15条の規定による審査により、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 落札者決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第18条 入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で、当該要件を満たさないと認められたことに不服があるものは、前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、組合長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、書面により行うものとする。

3 組合長は、前項の説明を求められたときは、前項の書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

4 当該不服の申立ては、第14条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（入札書等の不受理）

第19条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとし、入札書等不受理通知書（様式第5号）を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

(1) 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留のいずれかの方法に限る。）以外の方法により提出された入札書等

(2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等

(3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

(4) 外封筒記載の開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書等（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

(5) 外封筒に商号又は名称が記載されていない入札書等

(6) 外封筒に開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所名、商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等

(7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(8) 第4条第1項第1号に掲げる入札参加資格要件を満たしていない入札書等

(9) 第4条第1項第3号オに掲げる入札参加資格要件を満たしていない入札書等

（入札書の無効）

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 中封筒がなく、外封筒に直接入っている入札書

(2) 中封筒記載の開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）

(3) 中封筒に商号又は名称が記載されていない入札書

(4) 同一人が入札した2通以上の入札書

(5) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(6) 金額の記入がない入札書

(7) 金額を訂正した入札書

- (8) 入札書の工事（業務）名、工事（業務）場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (9) 入札書の工事（業務）名、工事（業務）場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事費内訳書等を提出しない者が入札した入札書
- (12) 第4条第1項第2号に掲げる入札参加資格要件を満たしていない入札書  
（入札書の無効（失格））

第21条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入札経過書には「無効（失格）」と記載するものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合には、当該最低制限価格が判明するまでは有効とする。

- (1) 工事費内訳書等の工事（業務）名若しくは工事（業務）場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (2) 工事費内訳書等の商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（ただし、工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合を除く。）
- (4) 内容が未記入など不備がある工事費内訳書等を提出した者が入札した入札書
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事（業務）の入札書
- (6) 第14条第2項に規定する提出期限内に同条第1項の入札参加資格要件審査書類を提出しない者が入札した入札書
- (7) 第4条第1項第1号及び同項第3号に掲げる入札参加資格要件を満たしていない者が入札した入札書
- (8) 審査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者が入札した入札書
- (9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者が入札した入札書
- (10) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (11) 最低制限価格を設ける入札において、入札価格が当該最低制限価格を下回る入札書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、伊那中央行政組合一般競争入札入札心得（別記）において示した入札条件に違反して入札した入札書  
（入札結果等の公表）

第22条 組合長は、対象建設工事等の開札状況を、第14条の入札参加資格要件審査書類の提出の指示をした日の翌日（休日の場合は、その翌日。）までに、入札経過書を、第16条の落札者決定の日の翌日（休日の場合は、その翌日。）までに伊那中央病院に係る入札にあつては伊那中央病院公式ホームページへ、伊那中央衛生センターに係る入札にあつては伊那中央衛生センターホームページに掲載するとともに、伊那中央病院に係る

入札にあつては伊那中央病院施設管理課監理契約係、伊那中央衛生センターに係る入札にあつては伊那中央衛生センター管理係での閲覧に供することにより公表するものとする。

- 2 前項の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。



別記(第21条関係)

伊那中央行政組合一般競争入札(事後審査方式)入札心得

(趣旨)

第1条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札候補者として決定された者が入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき、又は落札者として決定された者が契約を締結しなかったときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5以上に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「入札書等」という。)を次のいずれかの方法により提出しなければならない。

(1) 直接持参または郵送(一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による。)

(2) 別途指示による方法

2 前項の方法以外の方法により提出された入札書等は受理しない。

3 入札書等は次に定める方法で提出するものとする。

(1) 入札書等の提出は、外封筒及び中封筒の二重封筒としなければならない。

(2) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名及び入札者の商号又は名称等を記載しなければならない。

(3) 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「工事費内訳書等」という。)を入れ、封筒の表面に開札日、入札書等提出期限、工事(業務)名、工事(業務)場所名、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載しなければならない。

(4) 入札書等は、入札公告で指定した提出期限までに到達しなければならない。提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しない。

(5) 一つの外封筒には、2通以上の中封筒及び工事費内訳書等を封入してはならない。

(6) 一つの中封筒には、2通以上の入札書を封入してはならない。

(7) 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書等投函日を記入しなければならない。ただし、入札書作成日及び入札書等投函日以外の日を記入しても、入札書は、有効とする。

4 この入札は、工事(業務)の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。))及び地方税法(昭

和 25 年法律第 226 号) に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(以下「地方消費税相当額」という。))を減算した金額を記載しなければならない。

5 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(工事費内訳書等の提出)

第 5 条 工事費内訳書等の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は、原則として一致しなければならない。内訳書価格の値引きは、原則として認めないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、内訳書価格と入札価格の差が 1 万円未満の当該入札書は、有効として扱うものとする。ただし、工事費内訳書等は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

3 前項の工事費内訳書等は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書(いわゆる「金抜設計書」をいう。)のうち工事費内訳書等に単価及び金額を記載したもの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

(設計図書等に対する質問、回答)

第 6 条 組合長は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を伊那中央病院に係る入札にあつては伊那中央病院公式ホームページへ、伊那中央衛生センターに係る入札にあつては伊那中央衛生センターホームページに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。

(入札の取りやめ等)

第 7 条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、組合長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 組合長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることができる。

3 組合長は、設計図書の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合で、当該発見時期が入札書等提出開始日以前であるときは、訂正後の設計図書を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期することができる。延期を行う場合において、変更後の入札書提出期限、開札日等については、新たな公告において示すものとする。

(開札)

第 8 条 開札には、入札者が立ち会うものとする。

2 組合長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 3 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。
- 4 組合長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて順位を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、前項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 5 組合長は、落札を保留するものとする。
- 6 組合長は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）及び最低制限価格を設けた場合にあつては、当該最低制限価格の範囲内の価格をもって入札をした者（第14条に規定する無効な入札書による入札をした者を除く。）について、入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件の審査を行い、落札候補者について工事費内訳書等の審査、入札公告の6の入札参加資格要件審査書類による審査を順番に行うものとする。

（入札参加資格要件審査書類の提出）

第9条 落札候補者は、入札公告の6の入札参加資格要件審査書類を持参し、提出しなければならない。

（落札者及び落札価格の決定）

第10条 落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限（最低制限価格の制限については、最低制限価格を設けた場合に限る。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札（第13条から第15条までの各号に該当しない入札）をした落札候補者であつて、入札参加資格要件を満たしているものとする。

- 2 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額及び地方消費税相当額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（金銭的な契約保証）

第11条 落札者は、組合長が契約の保証として金銭的保証を求めた場合においては、契約の締結と同時に次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を組合長に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、組合長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生じる損害を補う履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この保証を付さないことができる。

- (1) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと組合長が認めたとき。
- (2) 契約金額が50万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと組合長が認めたとき。

3 第1項の規定により、落札者が同項第2号及び第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(役務的な契約保証)

第12条 落札者は、組合長が契約の保証として役務的保証を求めた場合においては、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

3 組合長は、契約金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の契約金額の10分の3に達するまで、保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

(入札書等の不受理)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しない。

- (1) 第3条第1項以外の方法で提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等
- (3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- (4) 外封筒記載の開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書等(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)
- (5) 外封筒に商号又は名称が記載されていない入札書等
- (6) 外封筒に開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名、商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等
- (7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (8) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件の入札参加資格(共通)欄に掲げる要件を満たしていない者が入札した入札書等
- (9) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件のその他の参加

資格要件欄において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書等  
(入札書の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 中封筒がなく、外封筒に直接入っている入札書
  - (2) 中封筒記載の開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
  - (3) 中封筒に商号又は名称が記載されていない入札書
  - (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
  - (5) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
  - (6) 金額の記入がない入札書
  - (7) 金額を訂正した入札書
  - (8) 入札書の工事（業務）名、工事（業務）場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
  - (9) 入札書の工事（業務）名、工事（業務）場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
  - (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (11) 工事費内訳書等を提出しない者が入札した入札書
  - (12) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件の参加資格業種及び区分、営業所の所在地に関する要件又はその他の参加資格要件欄の要件を満たさない者が入札した入札書
- (入札書の無効（失格）)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入札経過書には「無効（失格）」と記載するものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合には、当該最低制限価格が判明するまでは有効とする。

- (1) 工事費内訳書等の工事（業務）名若しくは工事（業務）場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (2) 工事費内訳書等の商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（ただし、工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合を除く。）
- (4) 内容が未記入など不備がある工事費内訳書等を提出した者が入札した入札書
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事（業務）の入札書
- (6) 提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者が入札した入札書
- (7) 入札公告の2の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件を満たさない者が入札した入札書

- (8) 審査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者が入札した入札書
  - (9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者が入札した入札書
  - (10) 入札参加者が協定して入札した入札書
  - (11) 最低制限価格を設ける入札において、入札価格が当該最低制限価格を下回る入札書
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、この入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- (契約の締結)

第16条 落札者は、落札者の決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、衛生センターに係る入札で予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負については、仮契約とする。

- 2 前項ただし書の工事又は製造の請負については、伊那中央行政組合議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
  - 3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である場合は、その旨の届出書を組合長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと組合長が認めたときは、この限りでない。
  - 4 契約に要する経費は、契約人の負担とする。
- (建設工事等の着手)

第17条 契約人は、契約締結後10日以内に、建設工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置)

第18条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

- 2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で組合長に報告しなければならない。

様式 略

附 則（平成26年4月1日告示第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第6号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日告示第2号）

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。